

平成30年度から地籍調査を始めます。



シリーズ地籍調査④



地籍調査Q&A ①

Q1 着手予定年度と調査予定区域は

- A1 平成30年度に着手したいと考えています。単位区域(単年度調査区域)は、「大字赤羽」からの実施を予定しています。

Q2 調査期間の予定は

- A2 調査は、通常、一地域を3年程度で完了します。1年目は計画、準備、基準点測量、一筆地調査(素図作成)を、2年目には、一筆地調査(現地)、地籍測量を、3年目には、地積測定、地籍図、地籍簿案の作成や成果の認証、登記所送付を行います。

Q3 地元説明会の案内が届きましたが

- A3 地籍調査を実施するにあたり、土地所有者の皆さまに事業の説明や作業予定、立会などをお願いをするために開催します。地籍調査を円滑に進めるためには、土地所有者の皆さんのご理解とご協力が最も重要でありますので、ご出席をお願いします。

Q4 現地立会い(一筆地調査)の案内が届きましたが

- A4 境界確認の立会いは、あなたの土地を守る大切な立会いですので、必ず立会っていただきますようお願いします。また、可能な限り、調査当日までに、隣接の所有者と境界を確認しておいてください。

Q5 現地立会い当日、都合がつかず立会いができないのですが

- A5 代理の方に立会いをお願いしてください。その際は委任状(所定様式)に必要事項を記入していただき、当日、代理の方から提出していただくこととなります。この場合、代理の方は認印をご持参くださるようお願いします。ご家族の代理でも委任状が必要です。

事業の詳細については、随時お知らせしていきます。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課建設係地籍調査担当 ☎68-1117